

○杵築市が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期に関する要綱

平成17年10月1日告示第50号

改正

平成23年3月30日告示第26号

平成23年11月25日告示第56号

平成23年12月28日告示第61号

平成27年3月31日告示第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、杵築市契約事務規則（平成23年杵築市規則第19号）第21条及び第37条の規定に基づき、杵築市が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等について、必要な事項を定めるものとする。

(競争入札参加者の資格)

第2条 競争入札参加資格の資格審査（以下「資格審査」という。）を申請できる者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定により資格審査を申請する年度の10月1日の属する営業年度の直前の営業年度の末日を審査基準日とする国土交通大臣又は大分県知事の経営事項審査を受け、同法第27条の29第1項の総合評定値を請求している者とする。ただし、市長が適当と認めた者については、この限りでない。

2 土木及び建築工事のA、B、C及びDの4等級に、電気工事、管工事及び舗装工事のA、B及びCの3等級に格付された者は、次の表の工事の種類及び金額に応じて競争入札に参加することができる資格を有する者とする。ただし、その他の工事にあつては、工事の種類に応じ、資格の認定を受けたものとする。

等級	種類 土木工事	建築工事	電気工事及び管工事	舗装工事
A級	設計金額4,000万円以上	設計金額7,000万円以上	設計金額500万円以上	設計金額100万円以上
B級	設計金額2,000万円以上 4,000万円未満	設計金額2,000万円以上 7,000万円未満	設計金額500万円以上 1,000万円未満	設計金額100万円以上 400万円未満
C級	設計金額800万円以上 2,000万円未満	設計金額1,000万円以上 3,000万円未満	設計金額500万円未満	設計金額100万円未満
D級	設計金額800万円未満	設計金額1,000万円未満		

3 工事の規模又は特性により、当該工事の競争入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前項の規定により資格の格付又は認定を受けた者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関し必要な資格を定め、当該資格を有する者に限り入札に参加させることができる。

4 指名競争入札について特に必要があると認めるときは、当該等級の格付にかかわらず、その金

額に対応する等級の直近上位又は直近下位の等級に係る工事の入札に参加させることができる。ただし、その数は、指名しようとする数の10分の4を超えることができないものとし、土木工事のB級にあつては7,000万円、建築工事のB級にあつては1億円、電気工事及び管工事のB級にあつては1,200万円、舗装工事のB級にあつては800万円をそれぞれ超えることができないものとする。

- 5 次の各号のいずれかに該当する工事については、当該等級の格付にかかわらず、その金額に応ずる等級以下の等級に係る工事の競争入札の参加を認めることができる。
 - (1) 災害復旧等で緊急又は短期間に完成する必要がある工事
 - (2) 特定の機械を必要とする工事
 - (3) 特別な技術を必要とする工事
 - (4) 事業計画により次年度以降に大規模工事を発注することが予想される工事
 - (5) 大規模工事に密接な関連のある小規模工事で、当該大規模工事を施行した業者に施行させることが適当と認められるもの
- 6 特殊専門工事については、特に必要があると認めた場合に限り、当該工事に係る資格の格付又は認定を受けない者であっても、当該工事の競争入札に参加する資格を与えることができる。
- 7 競争入札に参加する資格を得ようとする者の資格等の認定は、次に掲げる事項を審査することにより行う。
 - (1) 建設業法第27条の23第1項の経営事項審査の項目及びこれらについての結果
 - (2) 工事経歴
 - (3) 工事成績
 - (4) 建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は第15条第2号イ若しくはハに該当する職員の数
 - (5) 信用度
 - (6) その他市長が必要と認める事項
- 8 等級の格付は、次項及び第10項に示す期間中に有効な大分県のもを準用する。
- 9 県内に本店を有する競争入札参加者の資格の有効期間は、有資格者名簿に登録した日から翌々年の3月31日までとする。ただし、引き続き次々年度分の申請書を提出した者に係る有効期限については、当該申請に係る有資格者名簿に登録した日の前日までとする。
- 10 県外に本店を有する競争入札参加者の資格の有効期間は、有資格者名簿に登録した日から翌々年の3月31日までとする。ただし、引き続き次々年度分の申請書を提出した者に係る有効期限については、当該申請に係る有資格者名簿に登録した日の前日までとする。
- 11 前2項の規定にかかわらず、第3条第1項ただし書の追加申請を行った者の資格の有効期間は、有資格者名簿に登録した日から翌年の3月31日までとする。ただし、引き続き次年度分の申請書を提出した者については、当該申請に係る有資格者名簿に登録した日の前日までとする。
- 12 前3項の規定にかかわらず、次条第2項の規定により資格審査を申請した者の資格の有効期間は、市長が別に定める。

(競争入札参加資格審査申請書の申請の時期及び方法)

第3条 定期の競争入札参加資格申請書の申請の時期は、県内に本店を有する者にあつては平成24年2月1日から平成24年2月末日を最初の期間とする隔年毎の2月1日から2月末日までとし、県外に本店を有する者にあつては平成24年2月1日から平成24年2月末日を最初の期間とする隔

年ごとの2月1日から2月末日までとする。ただし、有資格者名簿に登録されていない者は、申請年の翌年の2月1日から同月末日まで追加申請ができるものとする。

- 2 随時の競争入札参加資格審査申請書の申請の時期は、市長が別に定める期間とする。
- 3 資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 建設業許可証明書又は許可通知書の写し
- (2) 経営規模等評価結果通知書及び総合評定通知書の写し
- (3) 県外に本店を有する者にあつては、営業所一覧表及び工事経歴書
- (4) 大分県に資格審査申請を行っていることを証する書類等
- (5) その他市長が指定する書類
(競争入札参加者の資格の承継)

第4条 競争入札参加者の資格を有する者から、相続、合併、営業譲渡等により営業の一切を承継した者は、市長の承認を得て当該競争入札参加の資格を承継できるものとする。

- 2 前項により競争入札参加者の資格を承継しようとする者は、速やかに、競争入札参加資格承継承認申請書に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 営業の一切を承継したことを証する書類
 - (2) 建設業の許可通知書の写し
 - (3) 県の承継通知書の写し

- 3 市長は、前項の申請書の提出があつた場合において、競争入札参加者の資格の継承を認めるときは、その旨を当該申請を提出した者に通知するものとする。
(事業協同組合の特例)

第5条 競争に参加する資格を得ようとする事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合で、建設業法第3条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。）について、市長は、第2条第7項に規定する資格審査事項に応じて別に定めるところにより、等級の格付又は資格の認定をするものとする。
(企業合同の特例)

第6条 競争入札参加者の資格を有する者が企業合同した場合において、引き続き杵築市が発注する工事の競争入札に参加しようとするときは、第3条に定める期日にかかわらず、速やかに、競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を市長に提出し、その審査を受けなければならない。この場合において、市長は、第2条第6項の資格審査事項に応じて別に定めるところにより、等級の格付又は資格の認定をするものとする。
(共同企業体の特例)

第7条 競争入札参加者の資格を有する者は、市長が別に定めるところにより、共同企業体を結成して当該共同企業体の競争入札参加資格を得ることができる。
(変更時の届出)

第8条 資格参加を申請した者又は競争入札参加者の資格を有する者が、建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

- 2 競争入札参加者の資格を有する者は、当該競争入札参加者の資格の有効期間中に次に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の所在地及び名称
- (3) 代表者又は代理人の氏名
- (4) 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し
(資格の取消し等)

第9条 資格審査を申請した者が、次の各号のいずれかに該当するときは、資格の格付又は認定を行わないことができるものとする。

- (1) 競争入札参加資格審査申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又はそれらに重要な事実の記載をしなかったとき。
 - (2) 審査を行う過程又は審査の結果において、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。以下同じ。）である等競争入札参加者の資格を与える者として不適当であることが判明したとき。
- 2 競争入札参加資格の資格を有する者が、次の各号のいずれかに該当するときは、資格の取消し又は等級の格下げをすることができるものとする。
- (1) 建設業法第3条の規定による許可が効力を失ったとき。
 - (2) 有効な経営事業審査の結果の通知を受けていないとき。
 - (3) 請負契約の履行について不誠実な行為をしたとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、暴力団関係者である等競争入札参加者の資格を有する者として不適当であることが判明したとき。
- 3 前項の規定により競争入札参加者の資格を取り消したとき又は等級の格下げをしたときは、その旨を競争入札参加の資格を有する者に通知するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の杵築市建設工事請負資格に関する規程（昭和60年杵築市告示第15号）、大田村競争入札基準（平成11年12月8日）又は山香町が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の時期に関する規程（平成17年山香町告示第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成23年3月30日告示第26号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年11月25日告示第56号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成23年12月28日告示第61号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第9号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。